

議 事 日 程

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 株式会社生田原振興公社の経営状況について |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 令和 6 年度遠軽町一般会計繰越明許費について |
| 日程第 6 | 報告第 3 号 | 令和 6 年度遠軽町一般会計事故繰越しについて |
| 日程第 7 | 同意第 1 号 | 監査委員の選任について |
| 日程第 8 | 議案第 1 号 | 表彰について |
| 日程第 9 | 議案第 2 号 | 瀬戸瀬西町外 5 辺地に係る総合整備計画を定めることについて |
| 日程第 10 | 議案第 3 号 | 遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第 11 | 議案第 4 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 12 | 議案第 5 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 13 | 議案第 6 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 14 | 議案第 7 号 | 財産の取得について |
| 日程第 15 | 議案第 8 号 | 財産の取得について |
| 日程第 16 | 議案第 9 号 | 財産の取得について |
| 日程第 17 | 議案第 10 号 | 財産の取得について |
| 日程第 18 | 議案第 11 号 | 財産の取得について |
| 日程第 19 | 議案第 12 号 | 令和 7 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 20 | 議案第 13 号 | 令和 7 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 21 | 議案第 14 号 | 令和 7 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 22 | | 一般質問 |
| 日程第 23 | 発委第 1 号 | 遠軽町議会委員会条例の一部改正について |
| 日程第 24 | 意見案第 1 号 | ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第 25 | 意見案第 2 号 | 令和 7 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書 |
| 日程第 26 | 意見案第 3 号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第 27 | 意見案第 4 号 | 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書 |

令和 7 年第 3 回

遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 7 年 6 月 1 7 日（火）午前 1 0 時 0 0 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|---------|-----------|--------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 株式会社生田原振興公社の経営状況について |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 令和 6 年度遠軽町一般会計繰越明許費について |
| 日程第 6 | 報告第 3 号 | 令和 6 年度遠軽町一般会計事故繰越しについて |
| 日程第 7 | 同意第 1 号 | 監査委員の選任について |
| 日程第 8 | 議案第 1 号 | 表彰について |
| 日程第 9 | 議案第 2 号 | 瀬戸瀬西町外 5 辺地に係る総合整備計画を定めることについて |
| 日程第 1 0 | 議案第 3 号 | 遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 1 4 | 議案第 7 号 | 財産の取得について |
| 日程第 1 5 | 議案第 8 号 | 財産の取得について |
| 日程第 1 6 | 議案第 9 号 | 財産の取得について |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 0 号 | 財産の取得について |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 1 号 | 財産の取得について |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 2 号 | 令和 7 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 2 0 | 議案第 1 3 号 | 令和 7 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 1 | 議案第 1 4 号 | 令和 7 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号） |

◎出席議員（14 名）

議 長	1 6 番	杉 本 信 一 君	1 5 番	竹 中 裕 志 君
	1 番	白 幡 隆 一 君	2 番	秋 元 直 樹 君

《令和 7 年 6 月 1 7 日》

4 番 阿 部 君 枝 君
7 番 山 本 悟 君
9 番 佐 藤 登 君
1 1 番 前 島 英 樹 君
1 3 番 渡 辺 清 夏 君

6 番 戸 松 恵 子 君
8 番 佐 藤 昇 君
1 0 番 山 谷 敬 二 君
1 2 番 佐 藤 和 徳 君
1 4 番 今 村 則 康 君

◎欠席議員（1名）

3 番 黒 坂 貴 行 君

◎列席者

町 長	佐々木 修 一 君	教 育 長	佐 藤 祐 治 君
代表監査委員	村 瀬 光 明 君	農業委員会会長	石 丸 博 雄 君

◎説明員

副 町 長	澤 口 浩 幸 君	総 務 部 長	鈴 木 浩 君
民 生 部 長	堀 嶋 英 俊 君	経 済 部 長	内 野 清 一 君
総 務 課 長	松 村 圭 悟 君	総務課契約担当課長	田 村 明 彦 君
企 画 課 長	大 西 公 太 君	財 政 課 長	今 井 昌 幸 君
税 務 課 長	生 駒 健 二 君	農政林務課長	石 川 正 徳 君
建 設 課 長	米 谷 克 美 君	水 道 課 長	小野寺 悟 君
生田原総合支所長	今 泉 郁 夫 君	生田原総合支所参事	大 泉 勝 義 君
丸瀬布総合支所長	大 川 寿 雄 君	白滝総合支所長	長 原 裕 一 君
会 計 管 理 者	奥 山 隆 男 君	教 育 部 長	古 賀 伸 次 君
総 務 課 長	堂 前 政 好 君	社会教育課長	中 南 秀 隆 君
監査委員事務局長	成 中 克 也 君	選挙管理委員会事務局長	松 村 圭 悟 君
農業委員会事務局長	石 川 正 徳 君		

◎議会議務局職員出席者

事 務 局 長	岩 井 誠 志 君	事 務 局 参 事	成 中 克 也 君
事 務 局 主 任	堂 前 あすか 君		

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和 7 年第 3 回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（岩井誠志君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、14 人であります。なお、黒坂議員より欠席の届出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、佐藤教育長、村瀬代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第 121 条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和 6 年度及び令和 7 年度例月出納検査の結果、令和 6 年度教育委員会点検・評価報告書、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により主幹等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第 22 までとなっております。

なお、追加議案等の予定がされておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第 125 条の規定により、山谷議員、戸松議員を指名します。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員長（秋元直樹君）　－登壇－

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和7年第3回遠軽町議会定例会の会期につきまして、6月11日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から6月19日までの3日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、6月18日午後3時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君）　お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月19日までの3日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月19日までの3日間とすることに決定しました。

◎日程第3　町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君）　日程第3　町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君）　－登壇－

令和7年第3回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和7年第1回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

本年は、5年に一度の国勢調査の年であります。我が国に住んでいる全ての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査が、10月1日現在によって実施されます。

この調査の円滑かつ確実な実施に取り組むため、3月19日に令和7年国勢調査遠軽町実施本部を立ち上げ、発足式を開催いたしました。

調査の結果は、社会経済の基盤データとして、各種施策の基礎資料となる重要なものでありますので、本町に住んでいる方が漏れなく調査票を出していただくよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、3月19日、芸術文化交流プラザにおいて、えんがる町観光協会とともに「ENGARU BLACK STONES」ブランドロゴ発表イベントを開催しました。このロゴマークは、国宝「北海道白滝遺跡群出土品」の尖頭器をモチーフに発案されたものであり、遠軽高等学校ラグビーフットボール部の新ユニホームにも取り入れられました。

町としましても、国宝指定を地域活性化につなげるため、このロゴマークで遠軽がワ

ンチームとなる取組を進めてまいります。

次に、5月14日、道の駅遠軽森のオホーツクが国土交通省より、オホーツク管内では初の防災道の駅に選定されました。防災道の駅は、令和6年に発生した能登半島地震においても、広域防災拠点として大きな役割を果たしたことなどを踏まえ、このたび防災道の駅の選定基準を満たしたことにより選定されたものです。

町としましては、さらなる防災機能の充実に努めてまいります。

次に、要望関係についてであります。5月27日に高規格道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会として、網走開発建設部に対し、早期の整備促進について要望を行ってまいりました。

また、6月9日には遠軽地区総合開発期成会として、網走開発建設部及び北海道オホーツク総合振興局に対し、地域の懸案事項について要望を行ってまいりました。

今後におきましても、地域課題解決のため、根気強く機会を捉えて要望してまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況については、地方自治法の規定により議会に報告するものです。

報告第2号令和6年度遠軽町一般会計繰越明許費については、令和6年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、議会に報告するものです。

報告第3号令和6年度遠軽町一般会計事故繰越しについては、令和6年度遠軽町一般会計予算の歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、議会に報告するものです。

同意第1号監査委員の選任については、現監査委員の退職に伴い、後任の監査委員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画を定めることについては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、本計画を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、本計画を変更することについて議会の議決を求めるものです。

議案第4号から議案第6号までの工事請負契約の締結については、令和7・8年度遠軽町新庁舎外構工事、令和7年度瀬戸瀬川向道路岩見橋長寿命化工事及び令和7年度スポーツ公園照明施設改修工事について、議会の議決を求めるものです。

議案第7号から議案第11号までの財産の取得については、小学校学習者用コンピュータ、中型バス、庁内ネットワーク機器2件及び基幹系情報システム用パソコンに

ついて議会の議決を求めるものです。

次に、議案第 12 号令和 7 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）について、御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入を補正し、寄附金については、寄附者の御意志に添いまして、目的の基金に積立てをするものです。

歳出については、安国地区の高規格道路工事に伴う情報通信線維持工事、小水力発電の事業性を調査する湯の沢川発電所事業性評価調査業務委託料、定額減税不足額給付金給付事業、農業担い手対策として経営発展支援事業補助金に係る経費等を計上したところです。

議案第 13 号令和 7 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 1 号）については、生田原川沿岸道路水道管移設設計業務委託料を計上したところです。

議案第 14 号令和 7 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）については、職員の人事異動に伴う人件費を計上したところです。

以上が、本議会に提案いたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第 4 報告第 1 号

○議長（杉本信一君） 日程第 4 報告第 1 号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大泉生田原総合支所参事。

○生田原総合支所参事（大泉勝義君） それでは、報告第 1 号株式会社生田原振興公社の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、御報告いたします。

別紙 1 が第 34 期令和 6 年度事業報告書、別紙 2 が第 35 期令和 7 年度事業計画書でございます。

それでは、第 34 期令和 6 年度事業報告書から御説明いたします。

事業期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までです。

1 ページ目をお開き願います。

事業全般の状況につきましては、記載のとおりですのでお目通し願います。

1 ページ中段から、振興公社の運営状況でございます。

ノースキング入浴利用者であります、年間利用実績といたしましては 5 万 1,986 人となり、前年と比べまして 609 人の増加となっております。

宿泊利用者であります、年間利用実績といたしましては 7,804 人となり、前年と

比べまして2,185人の減少となっております。

レストラン利用者であります、団体イベントの利用や宴会の予約、個々の利用者数が減少したことにより、年間利用実績が2万7,093人となり、前年と比較しまして3,475人の減少となりました。

続きまして、2ページ目上段、ちゃちゃワールドの入館利用者であります、お客様の満足度向上及び来館者の促進に努めましたが、年間利用実績が1万1,583人となり、前年と比較しまして696人の減少となりました。

次に、売店その他売上等であります、年間売上額は3,304万円となり、前年と比較して1,171万円の増加となっております。

一般管理費につきましては、日頃から節電等経費節減に努め1億9,967万円となりました。前年と比較いたしまして1,395万円の減少となりました。

純売上高は2億3,322万円、経常利益はマイナス540万円となり、減収増益となっております。

2ページ目中段の年間集客数は、レストランを含めたホテルノースキングが8万6,883人、ちゃちゃワールドが1万1,583人、両施設合わせまして9万8,466人の集客となっております。

2ページ下段は役員会等です。

続きまして3ページ上段から会社の概要を記載しております。

3ページ中段から4ページにつきましては、株式の状況、取締役及び監査役の名簿、従業員の状況が記載されております。

5ページにつきましては株主名簿ですので、それぞれお目通し願います。

6ページにつきましては、ノースキング宿泊者、入浴者、レストラン利用者の実績及びちゃちゃワールドの入館者実績です。

次に、7ページをお開き願います。

貸借対照表です。

資産の部の流動資産については、現金及び預金から貯蔵品まで合わせまして4,150万7,245円、固定資産は、有形固定資産の建物及び車両運搬具、器具備品を含めまして31万1,308円です。無形固定資産は電話加入権で22万6,408円、投資等は出資金の1万円で、資産合計は4,205万4,961円であります。

次に、負債の部ですが、流動負債は、買掛金から納税引当金まで合わせまして1,887万2,747円で、固定負債は、長期借入金1,048万1,000円であり、負債合計は2,935万3,747円であります。

次に、純資産の部についてであります、株主資本につきましては、資本金3,000万円、利益剰余金の利益準備金が170万円、繰越利益剰余金がマイナス1,899万8,786円、純資産合計は1,270万1,214円であります。

負債・純資産の合計は、資産合計と同額の4,205万4,961円であります。

8 ページを御覧願います。

8 ページから 9 ページは、損益計算書であります。

純売上高、売上は 2 億 3,322 万 2,136 円です。

売上原価は、期首棚卸高に仕入を加え、期末棚卸高を差し引いた額 4,546 万 7,247 円で、純売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は 1 億 8,775 万 4,889 円であります。

次に、販売費及び一般管理費ですが、職員給与手当から 9 ページの企画展費まで合わせまして 1 億 9,967 万 5,223 円で、売上総利益からこの金額を差し引いた営業損失はマイナス 1,192 万 334 円であります。

営業外収益は、受取利息から雑収入まで合わせまして 665 万 6,028 円となっております。

営業外費用は、支払利息で 13 万 6,819 円となっております。営業損失に営業外収益を加算し、さらに営業外費用を差し引いた経常損失はマイナス 540 万 1,125 円であります。

税引前当期純損失マイナス 540 万 1,125 円に法人税等充当額 20 万 6,000 円を加えました当期純損失はマイナス 560 万 7,125 円であります。

次に、10 ページを御覧願います。

株主資本等変動計算書について御説明いたします。

資本金の当期首残高は 3,000 万円、利益準備金 170 万円については変動ありませんので、当期末残高と同額であります。

その他利益剰余金の繰越利益剰余金は、当期首残高マイナス 1,339 万 1,661 円、当期純損益金がマイナス 560 万 7,125 円でありますので、当期末残高はマイナス 1,899 万 8,786 円となります。

以上により、株主資本合計は 1,270 万 1,214 円となり、純資産額合計も同額であります。

次に、11 ページを御覧願います。

監査報告につきましては、記載のとおりですのでお目通し願います。

続きまして、別紙 2 を御参照願います。

第 35 期令和 7 年度事業計画書について御説明いたします。

事業期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までであります。

1 ページ目をお開き願います。

株式会社生田原振興公社の基本方針であります。

株式会社生田原振興公社のホテルノースキングにつきましては、指定管理者協定書に基づき、利用促進とサービスの向上に努めます。ちゃちゃワールドにつきましては、本年度も管理業務の一部を受託し販売促進に努め、また、観光協会等の団体と協力し、地場製品の販売促進に努めることとしております。

以下、事業方針につきましては記載のとおりですので、詳しい説明は省略させていただきますのでお目通し願います。

3ページをお開き願います。

令和7年度収支計画書について御説明いたします。

まず、収入についてであります。売上は、入浴売上から受取委託料まで2億5,020万3,000円が見込まれており、前年実績の同額で計画されております。

営業外収益は、雑収入で18万7,000円を見込み、収入合計2億5,039万円となっております。

4ページを御覧願います。

次に、支出についてであります。仕入は4,169万円、販売費及び一般管理費は職員給与手当から旅費交通費までの人件費計が8,218万円、水道光熱費から減価償却費までの維持物件費計が1億45万円となっております。

5ページ目をお開き願います。

交際費から手数料までの諸費計が1,756万円を見込み、販売費及び一般管理費計が2億19万円であります。営業外費用は支払利息の14万円、利益見込額は837万円、支出合計は、収入合計と同額の2億5,039万円となっております。

以上で、株式会社生田原振興公社の経営状況についての説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

佐藤議員。

○12番（佐藤和徳君） すみません、ちょっと1点お聞きしたいのですが、決算書の報酬に対しまして、事業計画の報酬がやや3分の2ぐらいの報酬に変わっているのですけれども、役員に変更等はあるのでしょうか。

○議長（杉本信一君） 大泉生田原総合支所参事。

○生田原総合支所参事（大泉勝義君） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

令和6年度におきましては、今回の計上どおりですけれども、令和7年度につきましては1名減をしておりますので、その分が落ちております。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（杉本信一君） 日程第5 報告第2号令和6年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 報告第2号令和6年度遠軽町一般会計繰越明許費について説明いたします。

令和6年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

1ページをお開き願います。

令和6年度遠軽町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、企画一般経費につきましては1億7,268万1,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、国道支出金8,634万円、地方債8,240万円、その他394万1,000円です。物価高騰対応重点支援事業につきましては6,652万2,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、国道支出金6,652万2,000円です。

3項戸籍住民基本台帳費、戸籍・住民基本台帳管理事業につきましては754万9,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、国道支出金388万3,000円、一般財源366万6,000円です。

3款民生費1項社会福祉費、物価高騰対応重点支援給付金給付事業につきましては、1億2,046万2,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、国道支出金1億2,046万2,000円です。

6款農林水産業費1項農業費、農業関係団体助成事業につきましては、9,196万4,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、国道支出金9,196万4,000円です。畜産担い手育成総合整備事業につきましては、365万2,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、地方債40万円、その他315万4,000円、一般財源9万8,000円です。

9款消防費1項消防費、防災対策事業につきましては、1,986万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は国道支出金993万円、一般財源993万円です。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第2号令和6年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（杉本信一君） 日程第6 報告第3号令和6年度遠軽町一般会計事故繰越しについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 報告第3号令和6年度遠軽町一般会計事故繰越しについて説明いたします。

令和6年度遠軽町一般会計予算の歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

1ページをお開き願います。

令和6年度遠軽町一般会計事故繰越し繰越計算書について説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、弁護士調査事業につきましては、職員の自死事案に係る事実確認及び法的責任等に関する調査に時間を要し、年度内に事業を完了することができなくなったため251万2,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、一般財源251万2,000円です。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第3号令和6年度遠軽町一般会計事故繰越しについてを終わります。

◎日程第7 同意第1号

○議長（杉本信一君） 日程第7 同意第1号監査委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第1号監査委員の選任について御説明いたします。

遠軽町監査委員、村瀬光明氏が令和7年6月30日をもって退職するため、次の方を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名、高橋義久氏。住所及び生年月日は、それぞれ記載のとおりであります。

高橋氏は、人格が高潔で、財務管理等に優れた識見を有する方でありますので、監査委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第8 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第8 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

松村総務課長。

○総務課長（松村圭悟君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて、議会の議決を求めるものであります。

1の社会功労としまして、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する御寄附をいただきました片平俊治様であります。

なお、住所、寄附金額及び目的は、それぞれ記載のとおりであります。

次に、2の社会功労としまして、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する御寄附をいただきましたホクレン農業協同組合連合会様、遠軽信用金庫様、株式会社渡辺組様であります。

なお、住所、寄附金額及び目的は、それぞれ記載のとおりであります。

以上、4件の社会功労につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく提案するものであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 2 号

○議長（杉本信一君） 日程第 9 議案第 2 号瀬戸瀬西町外 5 辺地に係る総合整備計画を定めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大西企画課長。

○企画課長（大西公太君） 議案第 2 号瀬戸瀬西町外 5 辺地に係る総合整備計画を定めることについて御説明いたします。

本案は、瀬戸瀬西町外 5 辺地に係る総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページの総合整備計画書を御覧ください。

1 の辺地の概況であります、辺地を構成する町村、または字の名称につきましては、紋別郡遠軽町瀬戸瀬西町、瀬戸瀬東町、栄野、若咲内、野上、湯の里の 6 地区としております。

地域の中心の位置につきましては、紋別郡遠軽町瀬戸瀬西町 3 0 番地 1 0 としております。

辺地度点数につきましては、法律施行規則に基づき算出した結果、1 4 0 点となったものでございます。

2 の公共的施設の整備を必要とする事情であります、一つ目の道路につきましては、遠軽町橋梁長寿化計画に基づき、瀬戸瀬川向道路岩見橋及び栄野若松間道路第 2 号橋を整備するものです。

二つ目の観光・レクリエーション施設につきましては、ロックバレースキー場リフトを更新・改修するものです。

3 の公共的施設の整備計画であります、令和 7 年度から令和 1 1 年度までの 5 年間の計画とし、瀬戸瀬川向道路岩見橋長寿命化事業の事業費は 6, 2 0 0 万円、栄野若松間道路第 2 号橋長寿命化事業の事業費は 4, 8 0 0 万円、ロックバレースキー場整備事業の事業費は 3, 2 7 5 万 5, 0 0 0 円でございます。

財源内訳のうち、特定財源の合計 6, 6 0 0 万円は、国の補助金を充当し、一般財源の合計 7, 6 7 5 万 5, 0 0 0 円のうち、7, 6 7 0 万円につきましては、辺地に係る総合整備計画を策定することで、辺地対策事業債を財源とすることができるものです。

以上で議案第 2 号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画を定めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長(杉本信一君) 日程第10 議案第3号遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大西企画課長。

○企画課長(大西公太君) 議案第3号遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更について御説明いたします。

遠軽町過疎地域持続的発展計画を変更することにつきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

別紙の表により、変更内容を説明いたします。表の左側が変更前、右側が変更後であります。以下、変更点について御説明いたします。

1 ページ、3、産業の振興。

(3) 計画の事業計画(令和3年度～令和7年度)の表中、事業名(施設名)、(1)から(3)の次に「(5)企業誘致」を追加し、事業内容に「旧ふるさと公園施設整備事業、貸事務所・貸工場整備」を追加します。事業主体は町です。

次に、4、地域における情報化。

(3) 計画の事業計画(令和3年度～令和7年度)の表中、事業内容に「生田原難視聴共同受信施設整備事業、共同受信施設更新」を追加します。事業主体は町です。

次に、5、交通施設の整備、交通手段の確保。

(3) 計画の事業計画(令和3年度～令和7年度)の表中、事業名(施設名)、(6)自動車等、自動車の事業内容に「自家用バス運行事業、自家用バス購入」を追加します。事業主体は町です。

次に、6、生活環境の整備。

(3) 計画の事業計画(令和3年度～令和7年度)の表中、事業名(施設名)、(3)廃棄物処理施設、ごみ処理施設の次に「し尿処理施設」を追加し、事業内容に「し尿受入施設整備事業、し尿受入施設整備」を追加します。事業主体は町です。

次に、7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進。

(3) 計画の事業計画(令和3年度～令和7年度)の表中、事業名(施設名)、(2)の次に「(3) 高齢者福祉施設」を追加し、事業内容に「丸瀬布デイサービスセンター車両購入事業、車両購入補助金」を追加します。事業主体は社会福祉法人です。

次に、9、教育の振興。

(3) 計画の事業計画(令和3年度～令和7年度)の表中、事業名(施設名)、(1) 学校教育関連施設、校舎、事業内容、東小学校長寿命化改修事業の次に「生田原中学校改修事業、施設、設備等の改修」を追加します。事業主体は町です。

その次に、中学校環境改善整備事業の次に「望の岡分校環境改善整備事業、空調等の整備補助金」を追加します。事業主体は社会福祉法人です。

(3) 集会施設、体育施設等、遠軽町総合体育館整備事業の次に「えんがる球場大規模改修事業、施設、設備等の改修」及び「スポーツ公園整備事業、施設、設備等の改修(テニスコート、ソフトボール球場、武道館、多目的広場整備)」を追加します。事業主体は町です。

以上で説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

○議長(杉本信一君) 日程第11 議案第4号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長(田村明彦君) 議案第4号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和7・8年度遠軽町新庁舎外構工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は1億3,079万円でありま

す。

契約の相手方は、丹野・日新特定建設工事共同企業体。

代表者、遠軽町大通北1丁目2番地41、丹野工業株式会社、代表取締役、丹野義晴。

構成員、遠軽町2条通北4丁目1番地9、日新工業株式会社、代表取締役、遠藤利秀であります。

この工事につきましては、5月26日、7者で指名競争入札を行った結果、丹野・日新特定建設工事共同企業体が落札者となり、同日仮契約を締結しております。

工期は7月31日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表14に記載をしておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長（杉本信一君） 日程第12 議案第5号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（田村明彦君） 議案第5号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和7年度瀬戸瀬川向道路岩見橋長寿命化工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は5,159万円であります。

契約の相手方は、北見市北上777番地、株式会社三共後藤建設、代表取締役、後藤武史であります。

この工事につきましては、5月26日、8者で指名競争入札を行った結果、株式会社

三共後藤建設が落札者となり、同日仮契約を締結しております。

工期は、１２月１０日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表１５に記載をしておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第５号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第６号

○議長（杉本信一君） 日程第１３ 議案第６号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（田村明彦君） 議案第６号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和７年度スポーツ公園照明施設改修工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は６，８７５万円であります。

契約の相手方は、遠軽町東町１丁目４番地１９、遠軽電機株式会社、代表取締役、乾淳であります。

この工事につきましては、５月２６日、６者で指名競争入札を行った結果、遠軽電機株式会社が落札者となり、同日仮契約を締結しております。

工期は、令和８年１月２０日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表１８に記載をしておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

○議長（杉本信一君） 日程第14 議案第7号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（田村明彦君） 議案第7号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、小学校学習者用コンピュータ895台であります。

取得の方法は、一般競争入札でありまして、取得価格は4,922万5,000円であります。

取得の相手方は、東京都新宿区西新宿3丁目19番2号、東日本電信電話株式会社、代表取締役社長、澁谷直樹であります。

この財産の取得につきましては、3月18日、北海道の公立学校情報機器整備共同調達会議におきまして一般競争入札を行った結果、東日本電信電話株式会社が落札者となり、5月16日仮契約を締結しております。

納期は令和8年3月31日であります。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 8 号

○議長（杉本信一君） 日程第 15 議案第 8 号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（田村明彦君） 議案第 8 号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、中型バス 1 台であります。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は 4,378 万円であります。

取得の相手方は、遠軽町大通南 1 丁目 10 番地 3、共栄自動車工業株式会社、代表取締役、乾淳であります。

この財産の取得につきましては、5 月 19 日、5 者で指名競争入札を行った結果、共栄自動車工業株式会社が落札者となり、同日仮契約を締結しております。

納期は令和 8 年 2 月 27 日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表 1 に記載をしておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 8 号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 9 号

○議長（杉本信一君） 日程第 16 議案第 9 号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（田村明彦君） 議案第 9 号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、庁内ネットワーク機器一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、サーバー 6 台、NAS 3 台、無停電電源装置 3 台、その他庁内ネットワーク備品一式であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は 4,356 万円であります。

取得の相手方は、遠軽町岩見通南 2 丁目 1 番地 1、イト電商事株式会社、代表取締役、加藤幸徳であります。

この財産の取得につきましては、5 月 26 日、5 者で指名競争入札を行った結果、イト電商事株式会社が落札者となり、同日仮契約を締結しております。

納期は、令和 8 年 1 月 30 日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表 2 に記載をしておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 9 号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 10 号

○議長（杉本信一君） 日程第 17 議案第 10 号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（田村明彦君） 議案第 10 号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、庁内ネットワーク機器一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、ネットワークスイッチ 156 台、無線 LAN アクセ

スポット76台、メディアコンバータ27台、無停電電源装置16台、その他庁内ネットワーク備品一式であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は6,160万円であります。

取得の相手方は、遠軽町岩見通南2丁目1番地1、イト電商事株式会社、代表取締役、加藤幸徳であります。

この財産の取得につきましては、5月26日、5者で指名競争入札を行った結果、イト電商事株式会社が落札者となり、同日仮契約を締結しております。

納期は令和8年1月30日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表3に記載をしておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第11号

○議長（杉本信一君） 日程第18 議案第11号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（田村明彦君） 議案第11号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、基幹系情報システム用パソコン100台であります。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は2,095万5,000円であります。

取得の相手方は、遠軽町岩見通南2丁目1番地1、イト電商事株式会社、代表取締役、加藤幸徳であります。

この財産の取得につきましては、５月２６日、５者で指名競争入札を行った結果、イト電商事株式会社が落札者となり、同日仮契約を締結しております。

納期は、１０月３１日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表４に記載をしておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第１１号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 議案第１２号

○議長（杉本信一君） 日程第１９ 議案第１２号令和７年度遠軽町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第１２号令和７年度遠軽町一般会計補正予算（第２号）について説明いたします。

令和７年度遠軽町一般会計補正予算（第２号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億６,１６９万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２３７億９,４４５万６,０００円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第１表歳入歳出予算補正の１、歳入から説明いたします。

１５款国庫支出金につきましては、２項国庫補助金に１億８７４万９,０００円を追加し、総額を１３億３,１６３万７,０００円とするものです。

１６款道支出金につきましては、２項道補助金に３７５万円を追加し、総額を９億３,６７８万９,０００円とするものです。

１８款寄附金につきましては、１項寄附金に７５万円を追加し、総額を２億１,９０５万２,０００円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金に300万円を追加し、総額を28億9,993万8,000円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に3,419万7,000円を追加し、総額を2億3,419万7,000円とするものです。

21款諸収入につきましては、5項雑入に1,125万円を追加し、総額を17億3,552万4,000円とするものです。

これにより、歳入合計236億3,276万円に1億6,169万6,000円を追加し、総額を237億9,445万6,000円とするものです。

次のページをお開き願います。

2、歳出について説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に1億5,794万6,000円を追加し、総額を86億6,579万4,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に375万円を追加し、総額を5億3,188万2,000円とするものです。

これにより、歳出合計236億3,276万円に1億6,169万6,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の237億9,445万6,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、周年記念事業18万1,000円につきましては、町史編さん執筆員の任用に係る通勤費相当額の費用弁償の追加です。

11目電算管理費、電算システム管理事業1,320万円につきましては、安国地区で予定されている高規格道路工事に伴い、国道242号の電柱に共架している町の光ケーブルの移設が必要となったため、情報通信線維持工事の追加です。

12目エネルギー対策費、エネルギー対策事業1,800万円につきましては、再生エネルギーの利用促進と地域振興を目的とし、丸瀬布上武利地区において、既設の釣り堀を利用した小水力発電事業が可能か判断するための調査費用として、湯の沢川発電所事業性評価調査業務委託料の計上です。

14目基金運営費、基金運営事業につきましては、まちづくり振興基金積立金に指定寄附金10件分1,398万円、6年度のふるさと納税寄附金増加に伴う追加として263万6,000円の合わせて1,661万6,000円を追加。まち・ひと・しごと創生基金積立金に企業版ふるさと納税3件分120万円の追加です。

15目物価高騰対策費、定額減税不足額給付金給付事業1億874万9,000円につきましては、令和6年度に実施した定額減税において、当初推計額により減税した対象者のうち、確定申告等により令和6年分の税額が確定し、減税に不足が生じている対象者に不足分を給付するための必要な経費を計上するもので、会計年度任用職員報酬71

万2,000円、時間外及び休日勤務手当68万7,000円、職員共済組合負担金4万2,000円、福祉協会負担金1,000円、報酬職社会保険料10万7,000円、費用弁償7,000円、消耗品費5万9,000円、印刷製本費40万6,000円、案内送付等に係る通信運搬費145万5,000円、銀行振込に係る手数料165万円、総合行政情報システム改修業務委託料146万3,000円、定額減税不足額給付金は対象者を3,584人と見込み、1億216万円を計上するものです。

10ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農業担い手対策事業375万円につきましては、将来の担い手の確保を図るため、親元就農を含め、円滑な経営継承・経営発展に向けた機械の導入に対し補助するため、経営発展支援事業補助金を計上するものです。

次に、2、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1億874万9,000円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加です。

16款道支出金2項道補助金4目農林水産業費道補助金375万円につきましては、経営発展支援事業補助金の追加です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金につきましては、まちづくり振興資金として3件60万円、社会福祉振興資金として1件5万円の合わせて65万円の指定寄附をいただいたものです。3目ふるさと納税寄附金10万円につきましては、教育振興資金として1件の企業版ふるさと納税寄附金をいただいたものです。

19款繰入金1項基金繰入金3目まちづくり振興基金繰入金につきましては、300万円の追加です。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金3,419万7,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

21款諸収入5項雑入6目雑入につきましては、中小水力発電自治体主導型案件創出調査等支援事業補助金1,125万円の追加です。

なお、工事にに関する概要につきましては、別添の補正予算に関する資料により、担当から説明いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 松村総務課長。

○総務課長（松村圭悟君） お手元の令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）に関する資料を御覧願います。

1枚お開き願ひまして、情報通信線維持工事に係る位置図になります。

この工事につきましては、安国地区で予定されております高規格道路の工事に伴ひまして、遠軽町の光ケーブルを共架している北電柱が移設されますことから、既存の北電

柱に共架しております既設光ケーブル約３５０メートルを撤去し、新設される北電柱に新たに光ケーブル約４８０メートルを敷設し、つなぎ直す工事となります。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第１表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の３、歳出より各款ごとに行います。

２款総務費、８ページ、９ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） ６款農林水産業費、１０ページ、１１ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、２、歳入に入ります。

１５款国庫支出金、６ページ、７ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） １６款道支出金、６ページ、７ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） １８款寄附金、６ページ、７ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） １９款繰入金、６ページ、７ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） ２０款繰越金、６ページ、７ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） ２１款諸収入、６ページ、７ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第１２号令和７年度遠軽町一般会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２０ 議案第１３号

○議長（杉本信一君） 日程第２０ 議案第１３号令和７年度遠軽町水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

小野寺水道課長。

○水道課長（小野寺悟君） 議案第13号令和7年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

第2条は、令和7年度遠軽町水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第4項工事負担金に400万円を追加し、総額を2億2,078万4,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費に400万円を追加し、総額を4億2,814万円とするものです。

次の1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明を省略させていただきます。

次に、5ページをお開き願います。

補正予算明細により説明いたします。

資本的収入及び支出の収入。

1款資本的収入4項工事負担金1目工事負担金1節配水管負担金400万円の追加は、生田原川沿岸道路水道管移設設計の業務委託補償金の追加によるものです。

支出。

1款資本的支出1項建設改良費1目配水管布設費17節委託料400万円の追加は、生田原川沿岸道路水道管移設設計業務委託の追加によるものです。

追加補正の理由としましては、北海道開発局が旭川・紋別自動車道遠軽上湧別道路トーンナイ川橋を施工する上で、町道に埋設している既存の水道管が支障となり、令和7年度中に移設に係る設計、令和8年度に移設工事を行う必要が生じたためでございます。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

資本的収入及び支出、5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号令和7年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 1 4 号

○議長（杉本信一君） 日程第 2 1 議案第 1 4 号令和 7 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

小野寺水道課長。

○水道課長（小野寺悟君） 議案第 1 4 号令和 7 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

第 2 条は、令和 7 年度遠軽町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出につきましては、第 1 款下水道事業費用第 1 項営業費用に 1 0 0 万 5, 0 0 0 円を追加し、総額を 1 0 億 1, 9 4 8 万 7, 0 0 0 円とするものです。

第 3 条は、予算第 9 条に定めた職員給与費「5, 3 4 3 万円」を「5, 4 1 9 万 5, 0 0 0 円」に改めるものです。

次の 1 ページは実施計画、2 ページはキャッシュ・フロー計算書、3 ページから 4 ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、5 ページをお開き願います。

補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の支出。

1 款下水道事業費用 1 項営業費用 4 目総係費 2 節手当 1 0 0 万 5, 0 0 0 円の追加は、企業職員の人事異動により人件費の予算を補正するものです。

以上で、議案第 1 4 号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 1 4 号令和 7 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午前 11 時 03 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 杉本 信一

署 名 議 員 山 谷 敬二

署 名 議 員 戸 松 克子